



環境にやさしく、快適な生活 合併処理浄化槽を設置しませんか

市では、豊かな自然の中で水洗トイレなどの快適な生活を送ることができます。これらの事業の対象となるところでも快適な生活ができる方法があります。それが合併処理浄化槽です。トイレを衛生的で快適な水洗トイレにできるほか、家庭からの「生活雑排水」をきれいにして放流するので、悪臭や害虫の発生が少なくなるとともに、川や海の汚染を防ぎます。快適な生活をもたらし、自然環境にも優れている合併処理浄化槽を設置しませんか。

合併処理浄化槽ってなに?

「合併処理浄化槽」とは、トイレのし尿だけでなく、台所や風呂、洗濯などから出る生活雑排水も合わせて処理できる浄化槽をいいます。処理性能が優れており、下水処理場と同等の高度な浄化能力があります。

合併処理浄化槽の 補助金制度をご利用ください

市では、平成十二年度の合併処理浄化槽設置補助金の予約を受け付けています。補助する件数には限りがありますので、予約の先着順とさせていただきます。設置をお考えのかたは、お早めにお申し込みください。

補助対象地域・市全域

ただし、公共下水道の事業認可区域や農業集落排水事業区域を除きます。また、排水の放流先を確保できる場所に限ります。

補助対象者

一般住宅または併用住宅（住宅

平成13年3月までに、合併処理槽を設置するかた。

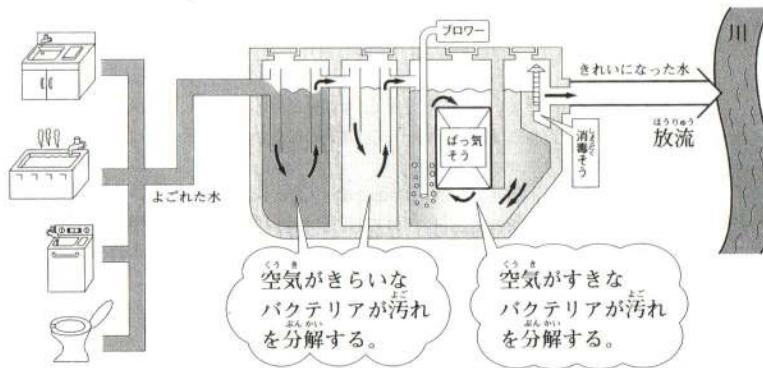
対象となる住宅

補助対象地域・市全域		部分の延べ床面積が全体の2分の1以上の住宅	
5人槽	375,000円	よごれた水	きれいになった水
6~7人槽	438,000円	プロワー	放流
8~10人槽	555,000円	ばっ氣そう	測定する

※浄化槽の大きさ（人槽）は、住宅の延べ床面積と居住者数によって決定されます。

※併用住宅の場合は、住宅部分の人槽のみが交付対象となります。

お問い合わせは 生活環境課



49-1-3111 (内線247)

4月1日より
花岡出張所と十一所出張所の
取り扱い業務が変わります

市では、介護保険制度や住民登録法の改正などに対応するため、四月一日より戸籍の届け出などを市役所の市民課で一括して取り扱うことになりました。そのため、花岡出張所と十一所出張所の取り扱い業務が変わりますのでご理解とご協力をお願いします。

○取り扱わない業務

戸籍の届け出（出生・婚姻・死

亡・転籍など）、転入・転出

転居の届け出、埋火葬許可証の

交付、印鑑登録、軽自動車標識

の交付（バイク・農耕用車のナン

バー交付、廃車届）、国民健康

保険証の交付、出産育児一時金

葬祭費支給に関する届け出

※これらの業務は4月1日より市

役所市民課で取り扱います。

※これらは4月1日より市

役所市民課で取り扱います。

※戸籍謄（抄）本、住民票謄（抄）本、

印鑑登録証明書などは従来どおり交付されます。

○新たに取り扱う業務

税に関する証明書の交付（資産

証明書・所得証明書・課税証明

書・納税証明書など）

お問い合わせは

市民課 49-3111

花岡出張所 (内線228・229)

十二所出張所 46-2211